

政治的中立性を確保するための組織的な活動を制限する条例

《ガイドライン関連 項目別一覧》

第3条第1項関連	対象の媒体等の具体例	備 考
(1) 市長等の政策的な主張に関して本市の広報活動をする事	<p>広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター、市・各区ホームページ、ツイッター、facebook、DVDなどの自主媒体 購入した新聞・雑誌等の紙面 YouTube、Ustream等各種動画サイトへのコンテンツ</p>	<p>但し、戦略会議、副市長会議、市としての決裁などで意思決定済みのものは除く また、年報、白書、統計書などの資料、報告書、会議録、第三者機関などからの答申・報告、情報公開の一環として作成されたものを除く</p>
(2) 広報活動において市長の写真、似顔絵その他図画又は氏名を用いること	<p>広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター、市・各区ホームページ、ツイッター、facebook、DVDなどの自主媒体 購入した新聞、雑誌等の紙面 YouTube、Ustream等各種動画サイトへのコンテンツ 啓発物品、看板</p>	<p>同上</p>
(3) 本市が主催し、又は共催する集会等に参加し、又は当該集会等においてあいさつをすること	<p>大阪マラソン、御堂筋kappo、タウンミーティング等 実行委員会方式等も含む</p>	<p>各種表彰式典、寄付收受、市の各種審議会・会議、国内外の賓客対応は可能</p>
(4) 集会等において、市長等の政策的な主張を内容に含むあいさつをすること	<p>本市主催・共催でない集会等への市長出席及び儀礼的なあいさつは可能</p>	<p>行事（弔事）に対する電報、レタックス、メッセージは儀礼的なものに限る</p>
(6) 本市が主催し、又は共催する集会等において、録音され、又は録画された市長のあいさつを再生すること (7) 集会等において、録音され、又は録画された市長等の政策的な主張を内容に含む市長又は副市長等のあいさつを再生すること	<p>電話・インターネット回線等を使用した音声継ぎやDVD等の媒体を使用した市長のビデオレター、音声メッセージ</p>	

政治的中立性を確保するための組織的な活動を制限する条例

《ガイドライン関連 項目別一覧》

第3条第2項関連	対象の媒体等の具体例	備考
<p>(1) 前項第1号 市長等の政策的な主張に関して本市の広報活動を行うこと</p>	<p>広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター、市・各区ホームページ、ツイッター、facebook、DVDなどの自主媒体 購入した新聞・雑誌等の紙面 YouTube、Ustream等各種動画サイトへのコンテンツ</p>	<p>但し、戦略会議、副市長会議、市としての決裁などで意思決定済みのものは除く また、年報、白書、統計書などの資料、報告書、会議録、第三者機関などからの答申・報告、情報公開の一環として作成されたものを除く</p>
<p>(1) 前項第2号 広報活動において市長の写真、似顔絵その他図画又は氏名を用いること</p>	<p>広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター、市・各区ホームページ、ツイッター、facebook、DVDなどの自主媒体 購入した新聞、雑誌等の紙面 YouTube、Ustream等各種動画サイトへのコンテンツ 啓発物品、看板</p>	<p>同上</p>
<p>(1) 前項第4号 集会等において、市長等の政策的な主張を内容に含むあいさつを行うこと</p>	<p>副市長等による市長の代理出席、儀礼的なあいさつの代読は可能</p>	<p>行事（弔事）に対する電報、レタックス、メッセージは儀礼的なものに限る</p>
<p>(2) 本市が主催し、又は共催する集会等において、録音され、又は録画された市長のあいさつを再生すること</p>	<p>電話・インターネット回線等を使用した音声継やDVD等の媒体を使用した市長のビデオレター、音声メッセージ</p>	
<p>(3) 集会等において、録音され、又は録画された市長等の政策的な主張を内容に含む市長、又は副市長等のあいさつを再生すること</p>		